

草加市資産活用課Instagram運営基準

第1条 目的

この基準は、草加市資産活用課が運営するInstagramアカウント（以下、「当アカウント」）の基本方針を定め、内容の充実と適正な運営を図ることを目的とします。

第2条 運営方針

新庁舎の基本方針である「人にやさしく親しまれる庁舎」の実現に向け、市役所庁舎を市民にとって身近で親しみのある「まちの縁側」としての機能を有する場所にするための情報発信ツールのひとつとして位置づけ、市役所の新たな魅力や事業について、市民をはじめとする人々に広く発信するものとします。

第3条 運営に関する基本情報

- 1 アカウント名 sokacity_shikatsu
- 2 ユーザー名 草加市資産活用課【公式】
- 3 アカウント運営者 草加市資産活用課

第4条 発信する情報

当アカウントでは、次に掲げる情報を発信します。

- (1) 「市役所トライアル・サウンディング」に関する事業者募集及び事業告知
- (2) 資産活用課が実施する事業やイベントに関する情報
- (3) その他市が必要と認めたもの

第5条 投稿等への回答

当アカウントの投稿に対するコメントは、今後の市政運営の参考とするものです。ただし、市はコメントに対する個別の返信や「いいね!」、フォロー等について義務を負うものではありません。

また、次に掲げる内容を含むコメントについては、投稿者に断りなく、全部又は一部を非表示・削除・拒否する場合があります。

- 1 公序良俗に反する内容
- 2 違法又は反社会的な内容
- 3 政治活動、選挙活動、宗教活動又はこれらに類似する内容
- 4 市若しくは他の第三者を誹謗又は中傷し、名誉若しくは信用を傷つける内容
- 5 商品、店舗、会社の宣伝など商業目的の内容
- 6 その他アカウント運営者が不適切と判断した内容

第6条 著作権等の帰属

当アカウントに掲載している情報（文章・写真・画像等）に係る著作権等の知的財産権は、本市又は本市以外の原権利者に帰属します。

第7条 投稿する時間帯

当アカウントへの投稿を行う時間は、平日午前8時30分から午後5時（年末年始を除く。）までとします。ただし、それ以外の日時においても、必要性、緊急性が認められる場合は投稿できるものとします。

第8条 当アカウントの閉鎖

アカウント運営者が必要と認めた場合、当アカウントを一時閉鎖又は閉鎖する場合があります。

第9条 免責事項

- 1 当アカウントにおける情報の正確性、完全性には細心の注意を払いますが、市はそれを保証する義務を負わないものとします。
- 2 ユーザーが当アカウントを利用したこと、又は利用することができなかったことによって生じるいかなる損害についても、市は一切責任を負わないものとします。
- 3 ユーザーにより投稿されたコンテンツ（コメント・写真・動画等）について、市は一切責任を負わないものとします。
- 4 当アカウントに関連して、ユーザー間又はユーザーと第三者間でトラブル・紛争が発生しても、市は一切責任を負わないものとします。
- 5 投稿にかかる著作権等は、当該投稿を行ったユーザー本人に帰属しますが、投稿されたことをもって、ユーザーは市に対し、投稿コンテンツを、全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む。）権利を許諾したものとし、かつ、市に対して著作権等行使しないことに同意したものとします。

第10条 掲載内容の制限

次のいずれかに該当するものは掲載しないものとします。

- 1 法令又は公序良俗に反しているもの
- 2 市の名誉を傷つけるものや市の信用を損なうもの
- 3 個人・団体などを誹謗・中傷する内容を含むもの
- 4 政治、宗教、選挙などの活動内容を含むもの
- 5 営利を目的とするもの（公営競技、観光、文化振興、バナー広告など、市として掲載することが

適当を認められるものを除きます。)

6 著作権、知的所有権、肖像権などを侵害するもの

7 その他公共性、中立性、品位を損なうおそれがあるもの

第11条 基本情報へのアクセス

ユーザーが当アカウントをフォローした場合は、この基準に同意したものとみなし、ユーザーが公開しているユーザーの名前、プロフィール写真、性別、ネットワーク、ユーザーID、友達リストなど、公開されているアカウントやプロフィール情報への当アカウントからのアクセスを許諾したものとみなします。

第12条 個人情報の取扱い

運営者がユーザーから個人情報を取得する場合には、草加市個人情報保護条例（平成12年条例第31号）に基づき、適切に管理するものです。

第13条 運営基準の変更

本運営基準は、ユーザーへの予告なしに変更を行う場合があります。

第14条 問合せ先

掲載内容に関しては、原則として草加市資産活用課又は各種イベント主催団体へ問い合わせるものとします。

第15条 準拠法及び裁判管轄

本基準は、日本法に準拠するものです。また、ユーザーと市の間で紛争が生じた場合は、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附 則

この基準は、令和7年11月25日から施行する。